

事務処理ミスの公表について (滋賀県中小企業支援融資のセーフティネット融資に係る申請の誤認定)

職員のコンプライアンス向上と市行政の透明性を高めるため、湖南省事務処理ミス等の公表に関する要綱に基づき、市行政における事務処理ミス等は原則公開とし、定期的に市ホームページ等で公表します。

1. 概要

滋賀県中小企業支援融資（セーフティネット融資）に関し、令和7年3月から5月に受け付けた申請のうち、既に廃止された制度（以下「旧制度」という。）の申請様式を用いて提出された4件の申請について、旧制度の基準により審査を行い、認定していたことが判明しました。本件は、令和8年1月22日、金融機関から湖南省のホームページに掲載されている申請様式に誤りがあるとの指摘があり、確認したところ、本来は令和6年12月1日に更新すべき申請様式が変更できておらず、その結果、旧様式を使用した4件の申請に対して誤った認定を行っていたことが判明したものです。

2. 対応

誤認定した4件のうち3件について、金融機関の調査の結果、融資が実行されていることが判明しました。現行制度の規定に基づき、市と金融機関の双方で改めて審査を行ったところ、いずれも基準を満たしていたため遡及して認定を行い、当該3事業者に経緯の説明と謝罪を行いました。なお、融資が実行されていない残る1件については既に廃業されており、連絡が取れていません。

3. 発生日 令和7年3月13日、17日、21日、5月21日

4. 判明日 令和8年1月30日

5. 担当課

環境経済部商工観光労政課

6. 要因

融資制度の変更について、滋賀県開催のオンラインによる説明会や県からの通知メールに気付かず、課内全体での確認も十分にできていませんでした。

7. 再発防止策

新たにチェックリストを作成し、申請内容が制度に沿ったものであるか必ず複数の職員で確認するなどミスがないよう取り組みます。また、制度改正があった際には、その内容を県などに十分確認した上、近隣市町の状況も確認し改正内容の把握および申請様式等の更新漏れがないよう徹底し、再発防止に努めます。

■問い合わせ

事務処理ミス等の内容について

担当課名：環境経済部商工観光労政課

担当者名：谷口（電話）0748-71-2332（直通）

事務処理ミス公表制度について

担当課名：総合政策部 人事課

担当者名：米津（電話）0748-71-2312（直通）

(FAX) 0748-72-1146

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467